

## 前橋市景観審議会について

前橋市は、平成21年4月の中核市への移行に伴い、同年10月に「前橋市景観計画」を策定するとともに、平成22年7月に「前橋市景観条例」を施行し、さまざまな景観に関する施策を推進してきました。

本審議会は、景観の形成に関して必要な事項を調査審議するために設置した市の附属機関です。

### ■委員の定数

15名以内

### ■委員の任期

3年（令和2年10月1日～令和5年9月30日）

### ■審議会委員とは

#### （1）身分

審議会委員の法律上の身分は、非常勤の特別職地方公務員となります。

#### （2）活動上の災害等

審議会等に伴い発生した災害の補償については、「前橋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」が適用されます。

#### （3）守秘義務

前橋市審議会は、市の執行機関の附属機関であり、「前橋市情報公開条例」及び「前橋市個人情報保護条例」に定める実施機関に当たります。

審議会委員は、これらの条例に定める守秘義務が適用されます。

#### （4）報酬

委員の報酬は、「前橋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づいて、審議会の開催ごとに8,700円（会長：9,600円）を指定口座に振り込みます。

### ■審議会で協議等を行う内容

- （1）景観条例により定められたもの（※）のほか、市長の諮問に応じ、景観の形成に関する事項の調査・審議を求められた場合

※景観条例に規定があるもの

- ・景観づくり市民団体の認定・取消し（条例第 8 条第 4 項）
  - ・景観形成重点地区景観計画の策定・変更（条例第 10 条第 3 項・第 5 項）
  - ・景観法に基づく勧告及び変更命令・原状回復命令・措置命令（条例第 15 条）
  - ・景観重要建造物の指定・解除（条例第 18 条第 1 項・第 3 項）
  - ・景観重要樹木の指定・解除（条例第 20 条第 1 項・第 3 項）
  - ・景観法に基づく景観重要建造物の原状回復・管理及び景観重要樹木の管理に関する命令・勧告（条例第 22 条）
- (2) 屋外広告物等の表示等に係る許可の特例に関し、市長から審議を求められた場合  
（屋外広告物条例第 13 条）
- (3) 屋外広告物特別規制地区又は屋外広告物活用地区の指定に関し市長から意見を求められた場合（屋外広告物条例第 19 条第 4 項(同条例第 24 条第 2 項において準用する場合を含む。))
- (4) 景観資産の景観資産登録原簿への登録に関し、市長から審議を求められた場合  
（前橋市景観資産登録制度実施要綱第 3 条）

## ■事務局

前橋市役所都市計画部都市計画課景観・歴史まちづくり係

電話：027-898-6974（直通）

電子メール：toshikeikaku@city.maebashi.gunma.jp